

## 監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監5の第12号

監査の対象：令和4年度監査委員監査 物品管理等に関する事務

所管所属：東淀川区役所

通知を受けた日：令和5年4月28日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	<p>備品出納簿の出力・保管について改善を求めたもの（一般会計等）</p> <p>各所属の備品出納簿（令和3年度全期分）の出力・保管状況について確認したところ、所属において、備品出納簿（令和3年度全期分）を出力・保管できていない担当課があった。</p> <p>【指摘事項】 1. 上記所属は、物品担当課において各課の出力状況を確認することや、物品担当課等でも所属内全課の備品出納簿を出力することなどにより、備品出納簿の出力・保管が確実に実施されるよう仕組みを構築されたい。</p>	<p>【1】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>物品担当課から各課へ備品出納簿の出力・保管を依頼する際、出力方法や出力・保管の必要性を具体的に周知し、備品出納期間終了間際に再周知を行う。</li> <li>各課において備品出納簿の出力を終えた後、当該課から報告を受けることで対応が完了したことを確認する。</li> <li>次回の備品出納簿の出力期間より、物品担当課においても所属内全課の備品出納簿を出力し保管を行う。</li> </ul>	措置済	令和5年4月28日
2	<p>不用の意思決定について改善を求めたもの（一般会計等）</p> <p>令和3年度中に物品の廃棄処理を実施した所属につき、当該物品に係る不用の意思決定手続について確認したところ、大阪市事務専決規程等で定められた専決権者までの決裁を得ていないものがあった。</p> <p>【指摘事項】 上記所属は、不用の意思決定が適切に実施されるよう、定められた手続を周知し、運用されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年1月30日、各課・担当に対し、物品管理等に関する留意事項について、メールで周知を行った。今後も年度当初や産業廃棄物一斉処理時に都度周知を行い、事務処理誤りがないよう適切に運用する。</li> </ul>	措置済	令和5年1月30日
3（1）	<p>所属内における各部署の物品管理について改善を求めたもの</p> <p>実地調査において、所属が管理する物品について現物が確認できず、また、当該物品に係る不用の意思決定や備品台帳の修正に係る手続が実施されていなかった。</p> <p>【指摘事項】 1. 東淀川区役所は、上記のとおり現物確認ができなかった部署の所管物品全件について改めて現物と台帳の照合を行い、実在を確認されたい。 2. 東淀川区役所は、物品の廃棄に係る事務処理が適切に実施されるよう、所属において、定められた手続を周知し、運用されたい。</p>	<p>【1】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年2月14日、現物と台帳の照合を行い、実在を確認した。</li> </ul> <p>【2】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年1月30日、各課・担当に対し、物品管理等に関する留意事項について、メールで周知を行った。今後も年度当初や産業廃棄物一斉処理時に都度周知を行う。</li> </ul>	措置済	令和5年2月14日